

指定区間内の国道に係る占用料

2023.4.1現在

占用物件			占用料 (円)					
			単 位	所 在 地				
				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
法第32条第1項第1号に掲げる工作物	第一種電柱	1本につき1年	1,900	800	570	480	430	
	第二種電柱		2,900	1,200	870	730	670	
	第三種電柱		3,900	1,700	1,200	990	900	
	第一種電話柱		1,700	710	510	430	390	
	第二種電話柱		2,700	1,100	810	680	620	
	第三種電話柱		3,700	1,600	1,100	940	850	
	その他の柱類		170	71	51	43	39	
	共架電線その他上空に設ける線類	長さ1mにつき1年	17	7	5	4	4	
	地下電線その他地下に設ける線類		10	4	3	3	2	
	路上に設ける変圧器	1個につき1年	1,600	700	490	420	380	
	地下に設ける変圧器	占用面積1㎡につき1年	1,000	430	300	260	230	
	変圧塔、その他これに類するもの及び公衆電話所	1個につき1年	3,400	1,400	1,000	850	780	
	郵便差出箱及び信書便差出箱		1,400	600	420	360	330	
	広告塔	表示面積1㎡につき1年	30,000	4,800	1,800	870	590	
その他のもの	占用面積1㎡につき1年	3,400	1,400	1,000	850	780		
法第32条第1項第2号に掲げる物件	外径が0.07メートル未満のもの	長さ1mにつき1年	71	30	21	18	16	
	外径が0.07メートル以上0.1メートル未満のもの		100	43	30	26	23	
	外径が0.1メートル以上0.15メートル未満のもの		150	64	45	38	35	
	外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの		200	86	61	51	47	
	外径が0.2メートル以上0.3メートル未満のもの		300	130	91	77	70	
	外径が0.3メートル以上0.4メートル未満のもの		400	170	120	100	93	
	外径が0.4メートル以上0.7メートル未満のもの		710	300	210	180	160	
	外径が0.7メートル以上1メートル未満のもの		1,000	430	300	260	230	
	外径が1メートル以上のもの		2,000	860	610	510	470	
法第32条第1項第3号に掲げる物	法第2条第2項第5号に規定する自動運行装置による検知の対象として設置する導線その他の線類	地下に設けるもの	長さ1mにつき1年	10	4	3	3	2
		その他のもの		34	14	10	9	8
	自動運行補助施設	道路の構造又は交通の状況を表示する標示柱その他の柱類	1本につき1年	2,700	1,100	810	680	620
		その他のもの	上空に設けるもの	占用面積1㎡につき1年	1,700	710	510	430
	地下に設けるもの		1,000		430	300	260	230
	その他のもの				3,400	1,400	1,000	850

占用物件			占用料 (円)					
			単位	所在地				
				1級地	2級地	3級地	4級地	5級地
法第32条第1項第4号に掲げる施設			占用面積1㎡につき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
法第32条第1項第5号に掲げる施設	地下街及び地下室	階数が1のもの	占用面積1㎡につき1年	A × 0.004				
		階数が2のもの		A × 0.006				
		階数が3以上のもの		A × 0.007				
	上空に設ける通路			15,000	2,400	900	430	290
	地下に設ける通路			9,000	1,500	540	260	180
	その他のもの			3,400	1,400	1,000	850	780
法第33条第1項第3号に掲げる施設	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの		占用面積1㎡につき1日	300	48	18	9	6
	その他のもの		占用面積1㎡につき1月	3,000	480	180	87	59
令第7条第1号に掲げる物件	看板 (アーチであるものを除く)	一時的に設けるもの	占用面積1㎡につき1月	3,000	480	180	87	59
		その他のもの	占用面積1㎡につき1年	30,000	4,800	1,800	870	590
	標識		1本につき1年	2,700	1,100	810	680	620
	旗ざお	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	1本につき1日	300	48	18	9	6
		その他のもの	1本につき1月	3,000	480	180	87	59
	幕 (第7条第4号に掲げる工事用施設であるものを除く)	祭礼、縁日その他の催しに際し、一時的に設けるもの	その面積1㎡につき1日	300	48	18	9	6
		その他のもの	その面積1㎡につき1月	3,000	480	180	87	59
	アーチ	車道を横断するもの	1基につき1月	30,000	4,800	1,800	870	590
その他のもの			15,000	2,400	900	430	290	
令第7条第2号に掲げる工作物			占用面積1㎡につき1年	3,400	1,400	1,000	850	780
令第7条第3号に掲げる施設				A × 0.031				
令第7条第4号に掲げる工事用施設及び同条第5号に掲げる工事用材料			占用面積1㎡につき1月	3,000	480	180	87	59
令第7条第6号に掲げる仮設建築物及び同条第7号に掲げる施設				340	140	100	85	78
令第7条第8号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	A × 0.008	A × 0.009	A × 0.012	A × 0.014	A × 0.017
	上空に設けるもの			A × 0.017				
	地下(トンネルの上の地下を除く。)に設けるもの	階数が1のもの		A × 0.004				
		階数が2のもの		A × 0.006				
		階数が3以上のもの		A × 0.007				
その他のもの		A × 0.025						
令第7条第9号に掲げる施設	建築物		占用面積1㎡につき1年	A × 0.010	A × 0.012	A × 0.015	A × 0.019	A × 0.022
	その他のもの			A × 0.007	A × 0.009	A × 0.011	A × 0.014	A × 0.015
令第7条第10号に掲げる施設	建築物		占用面積1㎡につき1年	A × 0.022				
	その他のもの			A × 0.007	A × 0.009	A × 0.011	A × 0.014	A × 0.015
令第7条第11号に掲げる施設	トンネルの上又は高架の道路の路面下に設けるもの		占用面積1㎡につき1年	A × 0.010	A × 0.012	A × 0.015	A × 0.019	A × 0.022
	上空に設けるもの			A × 0.022				
	その他のもの			A × 0.031				

